

東邦音楽大学・東邦音楽短期大学後援会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、「東邦音楽大学・東邦音楽短期大学後援会」と称し、事務所を学校法人三室戸学園内(東京都文京区大塚4丁目46番9号)に置く。

第2条 本会は、東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学(以下「大学等」という。)の教育方針に則り、学生及び教職員の教育研究活動等を支援し、もって大学等の発展に寄与するとともに、会員相互の連携を深めることを目的とする。

第2章 事 業

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 学生及び教職員の教育研究及び演奏活動に対する支援
- 二 学生の修学及び就職に関する支援
- 三 学生及び教職員の国際交流に関する支援
- 四 教育研究施設・設備の整備等に対する支援
- 五 附属中・高等学校及び附属第二高等学校の父母保証人会との連携
- 六 邦友会との連携
- 七 その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第4条 本会は、次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- 一 正会員 大学等の学生の保証人(父母又はこれに代わる者をいう。)。ただし、独立生計者、社会人等は申出により当該学生を会員とする。また、正会員としての身分がなくなったときはその資格を失う。
- 二 特別会員 大学等の教職員。ただし、特別会員としての身分がなくなったときはその資格を失う。
- 三 賛助会員 本会の趣旨に賛同する個人(大学等の卒業者・退職者を含む。)・法人・団体

第4章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 10～15人
- 四 監事 2名

第6条 本会に名誉会長を置き、名誉会長は、東邦音楽大学及び東邦音楽短期大学の学長を充てる。

第7条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員の任期は、総会の翌日からとする。ただし、第12条により総会を開催しなかった場合は、総会に代えて開催した理事会の翌日からとする。

第8条 役員の選出は、次のとおりとする。

- 一 理事は第4条に規定する会員の中から選出する。
- 二 会長は、第4条第一号に規定する会員の中から、理事会において選出し、総会の承認を得る。
- 三 副会長は、第4条第一号及び第二号に規定する会員の中から各1名を会長が指名し、総会の承認を得る。
- 四 監事は、第4条第一号及び第二号に規定する会員の中から各1名を理事会において選出し、総会の承認を得る。

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、会長、副会長とともに会務の運営に当たる。
- 4 監事は、本会の会務並びに収支決算の監査を行う。

第5章 会議等

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会及び理事会に議長を置き、会長をもって充てる。

第11条 総会は、年1回開催し、会長が召集する。

- 2 総会は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長が決する。
- 3 会長は、総会の開催に当り、総会開催通知、出欠表及び委任状を会員に送付し、会員は出欠表及び委任状を返送する。出欠表及び委任状を返送しない場合は、議決権を会長に委任したものとみなす。

第12条 総会は次のことについて、審議し、決定する。

- 一 事業計画に関すること
- 二 予算決算に関すること
- 三 役員の選任に関すること
- 四 本会の会則の改廃等に関すること
- 五 その他本会の運営に関し必要と認められる事項

第13条 特別な事由により総会を開きがたい場合は、理事会がこれに代わるものとする。

第14条 理事会は、第5条に掲げる役員をもって構成し、会長が召集する。

- 2 理事会は、総会に諮る事項及び本会の事業の企画、運営に関し審議する。

第6章 会計

第15条 本会の運営は、次の収入金をもってこれに充てる。

- 一 会費
- 二 寄付金
- 三 その他の収入

第16条 本会の会費は次のとおりとする。

- 一 正会員 年額1万円
- 二 特別会員 年額5千円
- 三 賛助会員 個人会員 年額3千円 法人・団体会員 年額3万円

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 本会の会計の支出は予算に基づき支出を行なう。支出項目は次のとおりとする。

一 事務費

- 1-1 理事会費
- 1-2 広報・印刷・通信費
- 1-3 慶弔費

二 事業費

- 2-1 涉外費
- 2-2 教育研究支援費
- 2-3 修学支援費
- 2-4 学生支援助成費
- 2-5 卒業記念費
- 2-6 学園周年事業支援積立費
- 2-7 施設設備充実支援積立費
- 2-8 緊急事態・災害時支援積立費

附 則

- 1 この会則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第18条を設定する。(平成28年6月4日から施行する。)
- 3 この会則は、2019年6月15日から施行し、2019年4月1日から適用する。
- 4 この会則は、2020年6月6日から施行し、2020年4月1日から適用する。